

白川町告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

令和8年6月12日

白川町長 佐伯正貴

記

- 1 令和8年度 白川町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度

補正予算書及び説明書

白川町

目

次

議第28号	白川町一般会計補正予算(第1号)	-----	1
-------	------------------	-------	---

議第28号

令和8年度白川町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度白川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,853,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年6月11日提出

白川町長 佐伯正貴

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		964,341	4,761	969,102
	2 国庫補助金	558,009	4,761	562,770
16 県支出金		558,145	12,411	570,556
	2 県補助金	314,444	12,411	326,855
19 繰入金		465,570	8,500	474,070
	1 基金繰入金	422,800	8,500	431,300
20 繰越金		100,000	13,628	113,628
	1 繰越金	100,000	13,628	113,628
22 町債		2,320,900	23,700	2,344,600
	1 町債	2,320,900	23,700	2,344,600
補正されなかった款に係る額		4,381,044	0	4,381,044
歳入合計		8,790,000	63,000	8,853,000

【第1表】

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,139,890	34,370	1,174,260
	1 総務管理費	620,890	△14,240	606,650
	2 企画費	388,610	24,900	413,510
	3 徴税費	62,030	1,100	63,130
	4 戸籍住民基本台帳費	55,360	22,610	77,970
3 民生費		1,410,150	△10,270	1,399,880
	1 社会福祉費	1,045,580	△10,270	1,035,310
4 衛生費		789,300	3,360	792,660
	1 保健衛生費	600,180	4,430	604,610
	2 清掃費	189,120	△1,070	188,050
5 農林水産業費		748,990	5,590	754,580
	1 農業費	364,990	5,280	370,270
	2 林業費	384,000	310	384,310
6 商工費		144,250	24,400	168,650
	1 商工費	144,250	24,400	168,650
7 土木費		699,720	2,990	702,710
	3 河川費	142,950	2,990	145,940
9 教育費		2,756,980	2,560	2,759,540
	1 教育総務費	2,305,400	6,160	2,311,560
	5 給食センター費	161,020	660	161,680

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 社 会 教 育 費	144,490	△4,260	140,230
補正されなかった款に係る額		1,100,720	0	1,100,720
歳 出 合 計		8,790,000	63,000	8,853,000

【第1表】

【第2表】

地 方 債 補 正

(追加)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
21 せせらぎの里管理運営事業	23,700	証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。	年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件によるものとする。ただし本町の都合により、その全部又は一部を繰上償還することができる。
合 計	23,700			